

行政指導

(百選「I-101」～「I-103」)

問題 001

通商産業省(当時)が行った、石油業法に直接の根拠を持たない価格に関する行政指導であっても、これを必要とする事情がある場合に、これに対処するため社会通念上相当と認められる方法によって行われ、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という独占禁止法の究極の目的に実質的に抵触しないものである限り、これを違法とすべき理由はない。

001 解答：妥当である。(I-101)

問題 002

価格に関する事業者間の合意が形式的に独占禁止法に違反するようにみえる場合は、たとえそれが適法な行政指導に従い、これに協力して行われたものであったとしても、その違法性は阻却されないと解するのが相当である。

002 解答：誤り

価格に関する事業者間の合意が形式的に独占禁止法に違反するように見える場合であっても、それが適法な行政指導に従い、これに協力して行われたものであるときは、その違法性が阻却されるとした。(I - 101)

問題 003

事業者らが、石油製品の値上げ幅の上限に関する業界の希望案について合意するに止まらず、右希望案に対する通商産業省(当時)の了承を得られることを前提として、一定の期日から、右了承の限度一杯まで各社いっせいに価格を引き上げる旨の合意をしたものであって、これが行政指導に従いこれに協力して行われたものと評価することのできないことが明らかである場合は、当該事業者らの行為は、行政指導の存在の故にその違法性を阻却されるものではないというべきである。

003 解答：妥当である。(I - 101)

問題 004

教科用図書検定調査審議会が行う改善意見は、検定の合否に直接の影響を及ぼすものであり、文部大臣(当時)の助言、指導の性質を有するものと考えすることはできない。

004 解答：誤り

改善意見は、検定の合否に直接の影響を及ぼすものではなく、文部大臣の助言、指導の性質を有するものと考えられるとした。(I - 102)

問題 005

教科用図書検定調査審議会が行う改善意見は、教科書の執筆者又は出版社がその意に反してこれに服さざるを得なくなるなどの特段の事情がない限り、その意見の当不当にかかわらず、原則として、違法の問題が生ずることはない。

005 解答：妥当である。(I - 102)**問題 006**

行政指導として教育施設の充実に充てるために事業主に対して寄付金の納付を求めることは、事実上事業主に対する強制に当たり、違法である。

006 解答：誤り

行政指導として教育施設の充実に充てるために事業主に対して寄付金の納付を求めること自体は、強制にわたるなど事業主の任意性を損なうことがない限り、違法ということとはできないとした。(I - 103)

問題 007

市の指導要綱に基づく行政指導において教育施設負担金の納付を求めることは、それが水道の給水契約の締結及び下水道の使用の拒否等の制裁措置を背景として行われた場合は、本来任意に寄付金の納付を求めるべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ない。

007 解答：妥当である。(I - 1 0 3)